明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○内閣官房組織令の一部を改正する政令（一九六）　二
〔府　令〕
○金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府四七）　二
〔告　示〕
○構造改革特別区域計画を認定した件（内閣府八二～八八）　二
○構造改革特別区域計画の変更を認定した件（同八九～九二）　三
○構造改革特別区域計画の認定を取り消した件（同九三～九五）　三
○国家戦略特別区域計画の変更を認定した件（同九六～九九）　四
○除籍の一部が滅失した件（法務一四〇）　五
○たばこ煙中に含まれるタール量及びニコチン量の測定方法の告示の一部を改正する件（財務一七五）　五
○保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産一一三六～一一五〇）　五
○うなぎ養殖業につき、その許可をすべき水産動植物の総量等及び許可の基準を定める件（同一一五一）　七
○旅行業法の規定に基づく登録事項の変更の件（観光庁四）　八
○道路に関する件（中国地方整備局七六）　八
〔人事異動〕
内閣法制局　内閣府　法務省　最高裁判所　八
〔官庁報告〕
官庁事項
内閣官房に内閣総理大臣が特に必要と認める場合に企画官を置く規則の一部を改正する規則（内閣官房）　八
国家試験
令和三年構造計算適合判定資格者検定の実施について（国土交通省）　九
〔公　告〕
官庁
諸事項
適格機関投資家等特例業務届出者に対する処分、建設業の許可の取消処分関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
特殊法人等
企業年金基金変更関係
会社その他

本号で公布された法令のあらまし

◇内閣官房組織令の一部を改正する政令（政令第一九六号）（内閣官房）

1　当分の間、内閣総理大臣に附属する秘書官の定数を八人とすることとした。（第一一条及び附則第六項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。